

I 平成27年国勢調査の概要

1. 調査の時期

平成27年10月1日午前零時現在

2. 調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）

3. 調査の対象

調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている居住のない者は、調査時現住居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿舎している施設。

(2) 病院または療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込の有無にかかわらず自宅

(3) 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住居、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時の本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

(4) 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

(5) 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導員の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院または婦人補導員

本邦内に常住している者は、外国人を含めすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

①外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族

②外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

4. 調査事項

(世帯員に関する項目)

- (1) 氏名及び男女の別
- (2) 世帯主との続き柄
- (3) 出生の年月
- (4) 配偶者の有無
- (5) 国籍
- (6) 現在の場所に住んでいる期間
- (7) 5年前に住んでいたところ
- (8) 1週間に仕事をしたかどうか
- (9) 従業地又は通学地
- (10) 勤めか自営かの別
- (11) 勤め先・業主などの名称及び事業の内容
- (12) 本人の仕事の内容

(世帯に関する項目)

- (1) 世帯員の数
- (2) 住居の種類
- (3) 住宅の建て方
- (4) 世帯の種類

5. 調査の方法

平成27年国勢調査の実施に際し、原則として1調査区あたり概ね50世帯として調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。その結果、本市における調査区数は1,549となった。

調査は、総務省統計局 - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行った。

調査票は、世帯ごとに記入する4名連記式の「マーク・数字記入方式」になっており、本市においては、総務大臣より任命された1,072人の国勢調査員が調査票等を世帯ごとに配布し、インターネット回答（本市でのインターネット回答率は41.5%）や世帯が調査事項について記入したものを国勢調査員が収集、又は郵送する方法により調査を実施した。